

平成 2 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

山武郡市広域水道企業団監査委員



山水監 第 22 号

平成26年11月28日

山武郡市広域水道企業団
企業長 川島 伸也 様
山武郡市広域水道企業団
議会議長 岡田 憲二 様

山武郡市広域水道企業団
監査委員 野島 暉通
山武郡市広域水道企業団
監査委員 森川 忠

平成26年度定期監査の結果に関する報告の提出について
地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の
規定に基づき、その結果を次のとおり報告（公表）します。

定 期 監 査 報 告 書

1 監査の期日

平成26年11月21日

2 監査の場所

山武郡市広域水道企業団3階会議室

3 監査の対象

総務課・企画財政課・業務課・施設課・維持課・東金配水場

4 監査の対象期間

平成26年4月1日から9月30日

5 監査項目（主務課）

- ① 組織について（総務課）
- ② 予算執行状況（全課・場）
- ③ 工事契約状況（全課・場）
- ④ 物品購入契約状況（全課・場）
- ⑤ 委託契約状況（全課・場）
- ⑥ 賃貸借契約状況（全課・場）
- ⑦ 現金、有価証券または物品の保管状況（総務課・業務課・施設課・維持課）
- ⑧ 主要事業等の執行状況（全課・場）

6 監査の主眼及び結果

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第3項の定めるところにより財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にそってなされているかを主眼とし、また、監査項目について主務課長から必要な書類の提出を求めるとともに、説明を聴取し監査をした結果、これらの事務事業は適正に執行されていると認めた。